

国家外汇管理局上海市分局关于开展
贸易外汇收支便利化试点的通知
上海汇发[2020]23号

上海市各外汇指定银行：

为减缓疫情对辖内企业的影响，进一步便利本市企业国际贸易活动，同时深入推进“放管服”改革，落实《国家外汇管理局关于进一步促进跨境贸易投资便利化的通知》(汇发[2019]28号)精神，在前期货物贸易外汇收支便利化试点的基础上，我分局从加大便利化力度、扩大受益面的角度、以及银行业务操作合规需要，制定了《国家外汇管理局上海市分局关于开展贸易外汇收支便利化试点的指导意见》(以下简称《指导意见》2.0版)，现印发给你们，请结合本行实际，考虑今年新冠病毒疫情影响、外贸企业经营困难和国际经济衰退等特殊经济形势，切实加大对外贸企业的便利化力度和受益面，我分局将在后期对各行落实情况跟踪考核。

在《指导意见》2.0版执行中如遇到问题，请及时向我分局反馈。

联系人:罗瑛 管乐
联系电话: 58845510 58845702

特此通知。

附件:国家外汇管理局上海市分局关于开展贸易外汇收支便利化试点的指导意见

国家外汇管理局上海市分局
2020年5月18日

附件

国家外汇管理局上海市分局
关于开展贸易外汇收支便利化试点的指导意见

第一章 总则

第一条 为深化“放管服”改革，支持上海地区开放型经济高质量发展，提升贸易自由化、便利化水平，引导银行和企业守法自律，发挥正向激励作用，根据《中华人民共和国外汇管理条例》等相关规定，制定本指导意见。

国家外貨管理局上海市分局：
貿易外貨受払利便化試行の実施に関する通知
上海匯発[2020]23号

上海市の各外貨指定銀行：

感染症の発生状況が管轄内の企業に与える影響を軽減し、当市の企業の国際貿易活動をさらに利便化すると同時に「放管服（行政簡素化および権限委譲・開放および管理の結合・サービス合理化）」改革を深化・推進し、《国家外貨管理局：クロスボーダー貿易・投資利便化のさらなる促進に関する通知》（匯発[2019]28号）の主旨を実行するため、前段階の貨物貿易外貨受払利便化試行を基礎として、当分局は、利便化度の増幅・受益面拡大の観点および銀行の業務オペレーションのコンプライアンス準拠の必要性により、《国家外貨管理局上海市分局：貿易外貨受払利便化試行の実施に関する指導意見》（以下、《指導意見》2.0版）を制定し、ここに印刷・公布するため、銀行の実情を鑑み、今年新型コロナウイルス感染症の発生状況による影響・対外貿易企業の経営上の困難および国際経済衰退などの特殊な経済情勢を考慮のうえ、対外貿易企業に対する利便化および受益面を適切に増幅されたい。当分局は、今後、各銀行の実施状況を追跡・審査する。

《指導意見》（2.0版）の執行中に問題があれば、遅滞なく当分局にフィードバックされたい。

連絡先：羅瑛 管楽
電話番号：58845510 58845702

特にここに通知する。

付属文書：国家外貨管理局上海市分局：貿易外貨受払利便化試行の実施に関する指導意見

国家外貨管理局上海市分局
2020年5月18日

付属文書

国家外貨管理局上海市分局：
貿易外貨受払利便化試行の実施に関する指導意見

第一章 総則

第一条 「放管服（行政簡素化および権限委譲・開放および管理の結合・サービス合理化）」改革を深化させ、上海地区の開放型経済のハイクオリティな発展を支援し、貿易の自由化・利便化レベルを引き上げ、銀行および企業の法律遵守・

<p>第二条 符合条件的境内银行向国家外汇管理局上海市分局(以下简称上海市分局)备案后,作为贸易外汇收支便利化试点银行(以下简称试点银行),可对本行推荐符合条件的企业开展贸易外汇收支便利化试点(以下简称试点业务)。</p> <p>试点银行应审慎展业,落实“了解客户”“了解业务”“尽职审查”原则,审查贸易收支的真实性、合规性和合理性。适用试点业务的企业(以下简称试点企业)应确保贸易外汇收支具有真实、合法的交易基础,不得利用构造贸易、虚假贸易等转移资金或骗取融资。</p> <p>第三条 上海市分局对试点业务进行监督管理,可根据国际收支形势、政策变化和业务发展需要等对本指导意见进行调整。</p> <p style="text-align: center;">第二章 业务备案</p> <p>第四条 银行开展试点业务,应同时具备以下条件:</p> <p>(一)在上海地区注册经营的商业银行一级分行或地方性商业银行总行。</p> <p>(二)具备真实的试点业务需求,所推荐的试点企业符合本指导意见规定的条件。</p> <p>(三)合规经营、审慎展业,具备完善的内控制度,包括但不限于客户准入、业务授权、高风险业务清单、贸易外汇业务的风险预警、职责分工、应急管理、内部审计、责任追究等方面。申请银行及下属经办行应配备熟悉外汇业务政策的从业人员。</p> <p>(四)针对试点业务制定专项管理办法和操作规程,包括但不限于对试点企业的主体身份、生产经营、诚信记录等进行尽职调查,对试点企业贸易收支真实性、合理性及商业模式逻辑性等持续跟踪、定期评估,对试点业务建立专门监测指标和预警系统,建立发现异常及应急处置措施。</p>	<p>自律性を指導し、ポジティブインセンティブの効果を発揮させるため、《中華人民共和国外貨管理条例》などの関連規定に基づき、本指導意見を制定する。</p> <p>第二条 条件に合致する国内銀行は、国家外貨管理局上海市分局(以下、上海市分局)に備案後、貿易外貨受払利便化試行銀行(以下、試行銀行)として、当該銀行が推薦する条件に合致する企業に対して貿易外貨受払利便化試行(試行業務)を実施することができる。</p> <p>試行銀行は、慎重に業務を行い、「Know Your Customer」「Know Your Business」「デューデリジェンス」の原則を実行し、貿易受払の真実性・コンプライアンス性および合理性を審査しなければならない。試行業務を適用する企業(以下、試行企業)は、貿易外貨受払に真実・合法的な取引の基礎があることを保証しなければならない。虚構取引・虚構貿易などを利用して資金を移転あるいは融資を騙し取ってはならない。</p> <p>第三条 上海市分局は、試行業務に対して監督管理を行い、国際収支情勢・政策変更および業務発展ニーズなどに基づき本指導意見を調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">第二章 業務備案</p> <p>第四条 銀行が試行業務を行う場合、同時に以下の条件を備えていなければならない:</p> <p>(一)上海地区において登録・経営する商業銀行一級支店あるいは地方性商業銀行本店である。</p> <p>(二)真実の試行業務ニーズを有しており、推薦する試行企業が本指導意見が規定する条件に合致している。</p> <p>(三)コンプライアンスに準拠した経営・慎重な業務を行っており、完備された内部統制制度を備えており、これには顧客参入・業務授權・ハイリスク業務リスト・貿易外貨業務のリスクアラート・職責に基づく分業・应急管理・内部監査・責任追及などの方面を含むがこれらに限らない。申請銀行およびその下部の取扱銀行は、外貨業務・政策に熟知している職員を配置しなければならない。</p> <p>(四)試行業務について特別管理弁法およびオペレーション規程を制定しており、これには試行企業の主体身分・生産経営・信用記録などに対するデューデリジェンス調査の実施、試行企業の貿易受払に対する真実性・合理性およびビジネスモデルに対する論理性などの持続的トレース・定期的評価、試行業務に対する独立モニタリング指標およびアラートシステムの構築、異常発見および</p>
--	--

<p>(五) 银行贸易收支结构合理。</p> <p>(六) 近三年银行外汇业务合规与审慎经营评估原则上均在 B+(含) 以上且至少一年为 A。</p> <p>(七) 贸易外汇业务合规记录良好。</p> <p>(八) 承诺自愿遵守《银行承诺函》(见附件)。</p> <p>第五条 企业向试点银行申请成为试点企业, 应同时具备以下条件:</p> <p>(一) 在上海地区注册且在试点银行持续办理贸易外汇收支业务三年以上, 具备真实的试点业务需求。</p> <p>财务集中管理的集团型企业申请试点, 应由一家在上海地区注册的成员企业向试点银行统一申请, 异地成员企业注册地需在已实行试点的地区。异地成员企业正式成为试点企业后, 应向其所在地外汇分局进行书面备案。</p> <p>(二) 企业贸易收支结构合理, 资金收付结构合理稳定。</p> <p>(三) 生产经营状况稳定、诚信度高、守法合规情况好, 以往无构造贸易、虚假贸易等异常记录, 近三年未被上海市分局处罚。申请贸易外汇收支便利化试点的企业近三年货物贸易外汇管理分类持续为 A 类。</p> <p>(四) 具备保证贸易收支合规性的措施, 配备专人对试点业务进行监督评估。</p> <p>能自证贸易收支及交易的真实性、逻辑性和合理性, 做到交易留痕, 并利用电子化手段准确记录和管理。具备完备的电子化管理系统企业优先。</p> <p>(五) 企业应审慎经营、财务中性, 企业贸易信贷、贸易融资应具有合理性, 按规定报告贸易信贷等信息。</p> <p>(六) 出于风险防范目的, 试点银行规定的其他条件。</p> <p>第六条 符合条件的银行可向上海市分局备案, 并提交以下材料:</p> <p>(一) 备案报告, 包括银行自评情况(业务需求、</p>	<p>応急処置措置の構築を含むがこれらに限らない。</p> <p>(五) 銀行の貿易受払構造が合理的である。</p> <p>(六) 直近 3 年の銀行の外貨業務コンプライアンスおよびブルーデンス経営評価が、原則、すべて B+ (B+を含む) 以上であり、かつ少なくとも一年は A である。</p> <p>(七) 貿易外貨業務コンプライアンス記録が良好である。</p> <p>(八) 《銀行承諾書》(付属文書参照) の自主的な遵守を承諾している。</p> <p>第五条 企業が試行銀行に対して試行企業への申請を行う場合、同時に以下の条件を備えていなければならない:</p> <p>(一) 上海地区に登録かつ試行銀行において貿易外貨受払業務を 3 年以上継続して行っており、真実の試行業務ニーズを有している。</p> <p>財務集中管理を行っているグループ型企業が試行を申請する場合、上海地区に登録するメンバー企業一社が試行銀行に統一申請し、異地のメンバー企業の登録地も、すでに試行実施している地区でなければならない。異地のメンバー企業が正式に試行企業になった後、その所在地の外管局分局に書面にて備案しなければならない。</p> <p>(二) 企業の貿易受払構造が合理的であり、資金受払構造が合理的かつ安定している。</p> <p>(三) 生産・経営状況が安定・信用性が高く・法律遵守およびコンプライアンス準拠の状況が良好であり、過去に虚構取引・虚構貿易などの異常記録がなく、直近 3 年に上海市分局から処罰を受けていない。貿易外貨受払利便化試行を申請する企業の直近 3 年の貨物貿易外貨管理分類は、継続して A 類でなければならない。</p> <p>(四) 貿易受払のコンプライアンス性を保証する措置を備えており、試行業務に対して監督・評価する専門職員を配置している。</p> <p>貿易受払および取引の真実性・論理性および合理性を自己証明し、取引痕跡を残し、併せて電子的手段を利用して正確に記録および管理することができる。完備された電子管理システムを備えている企業を優先するものとする。</p> <p>(五) 企業は、慎重な経営・財務の中立性がなければならない。企業の貿易与信・トレードファイナンスは、合理性があり、規定に基づき貿易与信などの情報を報告しなければならない。</p> <p>(六) リスク防止目的から試行銀行が規定するその他条件。</p> <p>第六条 条件に合致する銀行は、上海市分局に備案し、併せて以下の資料を提出することができる:</p> <p>(一) 備案報告。これには、銀行の自己評価状</p>
--	---

<p>近三年银行外汇业务合规与审慎经营评估情况、收支结构以及被核查、约谈、风险提示、处罚、人员等情况)、首批拟开展试点业务的银行网点、首批推荐拟试点的企业(包含结合企业准入条件开展的评估情况)等。</p> <p>(二) 银行专项管理办法及操作规程, 包括但不限于操作流程、内部风险控制、开展试点业务的银行网点和试点企业的准入及退出条件以及根据试点企业业务需求、业务特点和管理水平制定具体的试点措施等。</p> <p>(三) 《银行承诺函》。</p> <p>对于符合条件的银行, 上海市分局自收到其完整备案材料之日起7个工作日内, 出具书面备案通知。</p> <p>第七条 试点银行应按照本指导意见, 审核并确定试点企业, 留存试点企业申请材料5年备查。</p> <p>第八条 试点银行应对试点业务的实施情况进行评估, 运行良好的, 试点银行可适时新增试点企业, 同时将新增试点企业名单及试点银行网点于7个工作日内向上海市分局事后备案。</p> <p>第九条 上海市分局对试点银行按年度开展定期评估。评估合格的试点银行可继续开展试点业务。经评估不合格的试点银行, 上海市分局应及时告知相关试点银行评估不合格的原因, 试点银行应在3个月内进行整改, 根据本指导意见第十条规定应当取消试点资格的情况除外, 整改期内试点银行不可新增试点企业。整改到期后仍不符合本指导意见准入标准的, 上海市分局应书面通知试点银行, 取消其试点资格。</p> <p>第十条 上海市分局对试点业务日常监测中, 发现试点银行未按本指导意见进行尽职审查、合规经营、审慎展业, 或内控管理执行不到位的, 试点银行应在3个月内进行整改, 整改期内试点银行不可新增试点企业。到期后未完全整改的, 上海市分局应书面通知试点银行取消其试点资格。</p>	<p>況(業務ニーズ・直近3年の外貨業務コンプライアンスおよびブルーデンス経営評価の状況・受払構造および過去の検査・面談・リスク提示・処罰・人員などの状況)、最初に試行業務を行う予定の銀行拠点・最初に推薦する試行予定企業(企業参入条件を踏まえて行った評価状況を含む)などを含む。</p> <p>(二) 銀行の特別管理弁法およびオペレーション規程。これには、オペレーションフロー・内部リスクコントロール・試行業務を行う銀行拠点および試行企業の参入および退出条件ならびに試行企業の業務ニーズ・業務の特徴および管理レベルに基づき制定した具体的試行措置などを含むがこれらに限らない。</p> <p>(三) 《銀行承諾書》。</p> <p>条件に合致する銀行に対して、上海市分局は、その完全な備案資料の受領日より7営業日以内に、書面の備案通知を発行する。</p> <p>第七条 試行銀行は、本指導意見に基づき、試行企業を審査かつ確定し、検査に備えて試行企業の申請資料を5年間保管しなければならない。</p> <p>第八条 試行銀行は、試行業務の実施状況に対して評価を行わなければならない、運営が良好な場合、試行銀行は適時、試行企業を新規に追加し、同時に追加試行企業リストおよび試行銀行拠点を7営業日以内に上海市分局に事後備案することができる。</p> <p>第九条 上海市分局は、試行銀行に対して一年毎に定期評価を行う。評価に合格した銀行は、試行業務を引き続き行うことができる。評価で不合格となった試行銀行について、上海市分局は、直ちに関連試行銀行に評価の不合格理由を告知しなければならない、試行銀行は、3ヶ月以内に是正しなければならない、本指導意見第十条の規定に基づき試行資格を取り消さなければならない状況を除き、試行銀行は是正期間内に試行企業を新たに追加することはできない。是正期限の到来後、なお本指導意見の参入基準に合致しない場合、上海市分局は、書面にて試行銀行に通知のうえ、その試行資格を取り消さなければならない。</p> <p>第十条 上海市分局が試行業務に対する日常モニタリングにおいて、試行銀行が本指導意見に基づきデューデリジェンス審査・コンプライアンスに準拠した経営・慎重な業務実施を行っていない、あるいは内部統制管理の執行が十分でないことを発見した場合、試行銀行は、3ヶ月以内に是正しなければならない、是正期間内に試行企業を新たに追加することはできない。是正期限の到来</p>
---	--

试点银行出现以下情形之一的，上海市分局将书面通知试点银行取消其试点资格：

(一) 试点银行未尽审核，主动开展或协助企业开展监管套利、空转套利、虚假交易、构造贸易等异常交易，或为企业开展上述异常交易转移资金或骗取融资提供便利。

(二) 试点银行的经营行为对上海地区跨境资金流动、金融稳定造成负面影响。

(三) 试点银行外汇业务合规与审慎经营评估为 B- 及以下。

(四) 试点银行不配合外汇局监督管理工作。

第三章 便利化措施

第十一条 试点银行在确保交易真实、合法，符合合理性和逻辑性的基础上，可为本行试点企业实施以下便利化措施：

(一) 优化单证审核。试点银行按照“了解客户”“了解业务”“尽职审查”原则为试点企业办理贸易外汇收支业务，对于资金性质不明确的业务，试点银行应要求试点企业提供相关单证。对于单笔等值 5 万美元以上的服务贸易外汇支出还需审核《服务贸易等项目对外支付税务备案表》。退汇及离岸转手买卖业务根据现行法规要求审核。

(二) 货物贸易超期限等特殊退汇业务免于事前登记。退汇日期与原收、付款日期间隔在 180 天(不含)以上或由于特殊情况无法按照《货物贸易外汇管理指引实施细则》第十六条规定办理的退汇，可在试点银行直接办理，免于到外汇局办理登记手续。

(三) 货物贸易对外付汇时免于办理进口报关单核验手续。试点银行能确认试点企业货物贸易付汇业务真实合法的，可免于办理进口报关电子信息核验手续。

後、是正が完全でなかった場合、上海市分局は、書面にて試行銀行に通知のうえ、その試行資格を取り消さなければならない。

試行銀行に以下の状況のいずれかが生じた場合、上海市分局は、書面にて試行銀行に通知のうえ、その試行資格を取り消さなければならない：

(一) 銀行がデューデリジェンス審査を行わずに、監督管理を利用した鞘取り・実体のない鞘取り・虚構貿易・虚構取引などの異常取引を自発的に行ったあるいは企業のこれらの行為に協力した、もしくは企業の上述の異常取引のための資金移転あるいは融資の騙取に便宜を図った。

(二) 試行銀行の経営行為が上海地区のクロスボーダー資金流動・金融の安定性に対してマイナスの影響をもたらした。

(三) 試行銀行の外貨業務コンプライアンスおよびブルーデンス経営評価が B- およびそれ以下である。

(四) 試行銀行が外管局の監督管理業務に協力しない。

第三章 利便化措置

第十一条 試行銀行は、取引の真実および合法性の保証・合理性および論理性への合致を基礎として、当該銀行の試行企業に以下の利便化措置を実施することができる：

(一) エビデンス審査の合理化。試行銀行は、「Know Your Customer」「Know Your Business」「デューデリジェンス」の原則に基づき、試行企業のために貿易外貨受払業務を取り扱うが、資金の性質が不明確な業務について、試行銀行は、関連エビデンスを提供するよう試行企業に要求しなければならない。一件あたり 5 万米ドル相当以上のサービス貿易に係る外貨支払は、引き続き《サービス貿易等項目对外支払税務備案表》を審査しなければならない。返金およびオフショア転売に係る売買業務は、現行の法規の要求に基づき審査する。

(二) 貨物貿易の期限超過などの特殊返金業務の事前登記免除。返金日と元の受取・支払日との間隔が 180 日(180 日を含まない)以上あるいは特殊な事情により《貨物貿易外貨管理ガイド実施細則》第十六条の規定に基づき取り扱うことのできない返金は、試行銀行において直接取り扱うことができ、外管局における登記手続の実施を免除する。

(三) 貨物貿易对外支払時の輸入通関申告書検査手続の免除。試行銀行は、試行企業の貨物貿易外貨支払業務が真実かつ合法的であることを確認可能な場合、輸入通関申告書の電子情報検査手続の実施を免除することができる。

(四) 经上海市分局备案的其他贸易外汇收支便利化措施。

第十二条 试点银行可在备案方案范围内对本行推荐的试点企业实施贸易外汇收支便利化措施，也可按现行贸易外汇管理规定办理。

第十三条 试点银行仅能对本行推荐的试点企业开展试点业务。试点企业在非推荐银行、试点银行对非本行推荐的试点企业办理的贸易外汇收支业务不适用本指导意见第十一条规定的便利化措施。

第十四条 试点银行为试点企业办理贸易外汇收支申报时，交易附言应注明“贸易便利试点”字样。

第四章 业务管理

第十五条 试点银行开展试点业务应履行尽职审查义务，具体包括：

(一) 试点银行应对试点企业的业务经营状况及可持续经营能力进行跟踪监测，每年至少实地走访一次试点企业，并留存相关材料备查。

(二) 试点银行应对试点企业的贸易收支业务进行事后随机或定向抽查，核实业务真实性和合规性，确保各项措施落实到位。具备完善电子化管理系统的试点企业可降低抽查频率。

(三) 试点银行日常业务办理中，如发现试点企业贸易收支业务存在异常情况，应立即暂停实施便利化措施，待确认相关业务真实合规后，方可恢复各项便利化措施。

(四) 试点银行应定期审查本行试点业务开展情况，对试点制度落实、预警系统监测效果、业务开展合规性及审慎展业能力进行全面评估，对存在问题应及时整改。

第十六条 试点企业应确保贸易外汇收支业务的真实性、合理性，并留存交易单证 5 年备查。

(四) 上海市分局への備案を経たその他貿易外貨受払利便化措置。

第十二条 試行銀行は、備案方案の範囲内において当該銀行が推薦した試行企業に対して貿易外貨受払利便化措置を実施することも、現行の貿易外貨管規定に基づき取り扱うこともできる。

第十三条 試行銀行は、当該銀行が推薦した試行企業に対してのみ試行業務を行うことができる。試行企業の非推薦銀行における/試行銀行の非推薦試行企業のための貨物貿易外貨受払業務の実施は、本指導意見第十一条の規定する利便の措置を適用しない。

第十四条 試行銀行が試行企業のために貿易外貨受払申告を行う場合、取引付記において「貿易利便化試行」との文言を明記しなければならない。

第四章 業務管理

第十五条 試行銀行が試行業務を行う場合、デューデリジェンス審査の義務を履行しなければならない。具体的に以下を含む：

(一) 試行銀行は、試行企業の業務経営状況および経営持続可能能力に対して追跡モニタリングを行い、毎年少なくとも一度試行企業を往訪し、併せて検査に備えて関連資料を保管しなければならない。

(二) 試行銀行は、試行企業の貿易受払業務に対して事後のランダムあるいは指向性のある抽出検査を行い、業務の真実性およびコンプライアンス性を確認し、各措置の実施が十分であることを保証しなければならない。電子管理システムを保有・完備している試行企業は、抽出検査の頻度を引き下げることができる。

(三) 試行銀行が日常の業務取扱において、試行企業の貿易受払業務に異常な状況があることを発見した場合、直ちに利便化措置の実施を中止しなければならず、関連業務の真実・コンプライアンス性の確認後でなければ、各利便化措置を再開することはできない。

(四) 試行銀行は、当該銀行の試行業務実施状況を定期的に審査し、試行制度の実施・アラートシステム/モニタリング効果・業務実施のコンプライアンス性および慎重な業務実施能力に対して全面的評価を行わなければならない。問題がある場合、遅滞なく是正しなければならない。

第十六条 試行企業は、貿易外貨受払業務の真実性・合理性を保証し、併せて検査に備えて取引

<p>第十七条 外汇局对试点银行和试点企业进行业务指导或风险提示，试点银行及试点企业应配合外汇局非现场监测和现场核查工作，如实提供相关资料。</p> <p>第十八条 试点企业发生下列情形之一，试点银行自发现之日起 5 个工作日内取消企业试点资格：</p> <p>(一) 试点银行对试点企业定期评估不合格的。</p> <p>(二) 试点企业被外汇局降为 B/C 类或处罚的。</p> <p>(三) 发现试点企业存在构造贸易、虚假贸易等异常情况的。</p> <p>(四) 业务抽查中发现试点企业提供虚假单证的。</p> <p>(五) 试点企业不配合外汇局、试点银行监督管理的。</p> <p>第十九条 银行试点资格被取消，其所推荐的所有试点企业在该行试点资格自动取消，但不影响试点企业在其他试点银行的试点资格。</p> <p>因异常或违规行为被取消试点资格的企业，由上海市分局通知推荐试点企业的试点银行，取消企业试点资格。</p> <p>因异常或违规行为被取消试点资格的银行和企业，原则上两年内不得再次申请本指导意见的试点业务。</p> <p>第二十条 上海市分局取消银行试点资格的，应及时通知相关银行。试点银行取消企业试点资格的，应及时通知试点企业，并于 5 个工作日内将企业名单及取消原因报上海市分局备案。</p> <p style="text-align: center;">第五章 附则</p> <p>第二十一条 中华人民共和国境内的国家机关、事业单位、社会团体、部队等，适用本指导意见。</p> <p>第二十二条 本指导意见所称“贸易”包括货物贸易和服务贸易，其中服务贸易仅指经常项目的</p>	<p>エビデンスを 5 年間保管しなければならない。</p> <p>第十七条 外管局は、試行銀行および試行企業に対して業務指導あるいはリスク提示を行い、試行銀行および試行企業は、外管局的オフサイトモニタリングおよびオンサイト検査業務に協力し、関連資料を事実通りに提供しなければならない。</p> <p>第十八条 試行企業に下記の状況のいずれかが生じた場合、試行銀行は、発覚日より 5 営業日以内に企業の試行資格を取り消さなければならない：</p> <p>(一) 試行銀行の試行企業に対する定期評価で不合格となった。</p> <p>(二) 企業が外管局から B/C 類への降格あるいは処罰を受けた。</p> <p>(三) 試行企業に虚構貿易・虚構取引などの異常な状況があることが発覚した。</p> <p>(四) 業務抽出検査において、試行企業が虚偽のエビデンスを提供していたことが発覚した。</p> <p>(五) 試行企業が外管局・試行銀行の監督管理に協力しない。</p> <p>第十九条 銀行の試行資格が取り消された場合、当該銀行が推薦したすべての試行企業の当該銀行における試行資格は自動的に取り消しとなるが、試行企業のその他の試行銀行における試行資格には影響しない。</p> <p>異常あるいは規定違反行為により試行資格が取り消された企業について、上海市分局が試行企業を推薦していた試行銀行に対して、企業の試行資格を取り消すよう通知する。</p> <p>異常あるいは規定違反行為により試行資格が取り消された銀行および企業は、原則、2 年以内は本指導意見の試行業務を再申請してはならない。</p> <p>第二十条 上海市分局が銀行の試行資格を取り消す場合、関連銀行に遅滞なく通知しなければならない。試行銀行が企業の試行資格を取り消す場合、試行企業に遅滞なく通知し、併せて 5 営業日以内に企業リストおよび取消理由を上海市分局に備案しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第五章 附則</p> <p>第二十一条 中華人民共和国国内の国家机关・事業単位・社会团体・軍隊などは、本指導意見を適用する。</p> <p>第二十二条 本指導意見でいう「貿易」には、貨物貿易およびサービス貿易を含み、このうちサ</p>
---	---

<p>服务，不包括初次收入和二次收入。</p> <p>第二十三条 试点银行如变更试点业务范围，需向上海市分局重新备案。</p> <p>第二十四条 本指导意见自发布之日起实施，由上海市分局负责解释。《国家外汇管理局上海市分局关于开展货物贸易外汇收支便利化试点的通知》（上海汇发〔2019〕1号）同时废止。</p> <p>附：《银行承诺函》</p> <p>附</p> <p style="text-align: center;">银行承诺函</p> <p>本行(包含下辖开展试点业务的网点)(以下简称银行)已知晓贸易外汇收支便利化试点政策及相关要求，仔细阅读本承诺函告知和提示的外汇局监管要求以及银行义务。银行承诺将：</p> <p>一、推荐符合《指导意见》要求的试点企业。依法依规为银行推荐的试点企业办理贸易外汇收支业务，认真履行展业三原则，做好对客户的尽职审查，承担自证相关试点业务真实合规的主体责任，自身不主动开展也不协助企业开展监管套利、空转套利，对虚假贸易、构造贸易保持零容忍。</p> <p>二、对试点企业的业务开展持续跟踪监测，评估交易的逻辑性、合理性。指定专人定期对试点企业业务办理情况、企业的业务经营状况及可持续经营能力准入资格及遵守外汇管理规定情况进行跟踪监测及评估。对试点业务定期回访和抽检，确保各项风险监控及防范措施有效落实，对发现的风险点及时整改。对不符合条件的试点企业及时终止实施便利化试点并启动退出机制。如发现异常情况，及时向外汇局报告。</p>	<p>サービス貿易は經常項目のサービスのみを指し、第一次所得および第二次所得は含めない。</p> <p>第二十三条 試行銀行が試行業務範囲を変更する場合、上海市分局に改めて備案しなければならない。</p> <p>第二十四条 本指導意見は、公布日より実施し、上海市分局が解釈の責を負う。《国家外貨管理局上海市分局：貨物貿易外貨受払利便化試行の実施に関する通知》（上海匯發〔2019〕1号）は、同時に廃止する。</p> <p>附：銀行承諾書</p> <p>附</p> <p style="text-align: center;">銀行承諾書</p> <p>当行（下部の試行業務の実施管理拠点を含む）（以下、銀行）は、すでに貿易外貨受払利便化試行政策および関連要求を理解しており、本承諾書が告知および提示する外管局の管理要求および銀行の義務について精読している。銀行は、以下を承諾する：</p> <p>一、《指導意見》の要求に合致する試行企業を推薦する。法に基づきコンプライアンスに準拠して銀行が推薦する試行企業のために貿易外貨受払業務を取り扱い、業務実施三原則を真摯に履行し、顧客に対するデューデリジェンス審査を適切に行い、関連試行業務の真実・コンプライアンス性を自己証明するとの主体责任を負い、自身は、監督管理を利用した鞆取り・空売りによる鞆取りを自主的に行わず、企業のこれらの行為にも協力せず、虚構貿易・虚構取引に対する非寛容を保持する。</p> <p>二、試行企業の業務に対する継続的追跡モニタリングを実施し、取引の論理性・合理性を評価する。専門職員を指定して試行企業の業務実施状況・企業の業務/経営状況および経営持続可能能力・参入資格および外貨管理規定の遵守状況に対して定期的に追跡モニタリングおよび評価を行う。試行業務に対して定期的に往訪および抽出検査を行い、各リスク監督コントロールおよび防止措置の有効性・実行性を保証し、発覚したリスク項目を適時是正する。条件に合致しない試行企業は、遅滞なく利便化試行の実施を終了かつ退出メカニズムを始動させる。異常な状況を発見した場合、遅滞なく外管局に報告する。</p>
---	--

<p>三、接受并配合外汇局对本银行的监督管理，及时、如实说明情况并提供证明相关交易真实性、合规性和合理性的相关单证资料，提交的各类资料真实、准确、有效。如涉嫌弄虚作假、伪造数据资料的，接受外汇局依法严肃处理。</p> <p>四、本承诺函适用于银行为试点企业办理贸易外汇收支业务；本承诺函未尽事项，按照有关外汇管理法规规定执行。</p> <p>五、本承诺函适用于银行，自签署时生效。银行将认真学习并遵守相关政策及要求，积极支持配合外汇局做好对试点业务的管理。</p> <p>六、若未履行上述承诺之义务，自愿接受外汇局实施的取消试点资格、处罚等在内的处理措施。</p> <p>银行(公章)： 负责人(签字)： 年 月 日</p>	<p>三、外管局の当行に対する監督管理を受け入れかつ協力し、適時・事実通りに状況を説明かつ関連取引の真実性・コンプライアンス性および合理性を証明する関連エビデンス・資料を提供し、提出する各種資料の真実・正確・有効であるものとする。データ・資料の虚偽/作為・偽造の嫌疑がある場合、外管法の法に基づく厳格な処理を受け入れる。</p> <p>四、本承諾書は、銀行が試行企業のために取り扱う貿易外貨受払業務に適用する；本承諾書が言及していない事項については、関連外貨管理法規・規定に基づき執行する。</p> <p>五、本承諾書は銀行に適用し、署名時より発効するものとする。銀行は、関連政策および要求を真摯に学習かつ遵守し、外管局による試行業務に対する管理の適切な実施を積極的に支援・協力する。</p> <p>六、上述で承諾した義務を履行していない場合、外管局が実施する試行資格の取消・処罰などを含む処理・措置を受け入れる。</p> <p>銀行(公章)： 責任者(署名)： 年 月 日</p>
--	---